

第34回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 8番, 9番)

開催期日 平成26年4月28日

第34回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 平成26年4月28日(月) 午前9時25分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 田村繁則

書記

栗山町農業委員会事務局 上野政則

本日の出席委員

1番 吉田寿栄
2番 笹谷賢治
3番 藤柳一哉
4番 淵野巖
5番 日置正敏
6番 木内浩一
8番 小川信一
9番 青山悟

10番 正井文雄
11番 蔵田信幸
12番 篠田勝
13番 清水哲雄
14番 川合孝俊
15番 桂一照
16番 高山清明
17番 田村繁則

本日の欠席委員

7番 井内弘

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 松本 俊哉
" 事務局 参与 上野 政則
" 事務局 員 西村 敬美

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 86号	農地法第18条第6項の規定による通知について
5	報告第 87号	農地のあっせん成立について
6	議案第127号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第128号	土地の現況証明願いについて
8	議案第129号	農用地利用集積計画（案）について
9		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第34回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は7番井内委員が所用の為欠席でございます。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により定足数に達しており、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いします。

(会長)

みなさんおはようございます。農作業で大変お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。それでは、総会を始めたいと思います。

(議長)

日程1番 会議録署名委員についてですが、8番小川委員、9番青山委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

日程2番 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3番 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。3月28日、栗山町農民協議会第52回定期総会が開催され、田村会長が出席しております。31日、平成25年度栗山町青年農業賞表彰式が開催され、田村会長が出席しております。同じく31日、栗山町農畜産物対策推進協議会役員会が開催され、田村会長、高山代理が出席しております。4月2日、そらち南農業協同組合第5回通常総代会が由仁町にて開催され、田村会長が出席しております。8日、空知農業委員会連合会通常総会が岩見沢市にて開催され、田村会長が出席しております。同じく8日、平成26年度第1回地区別農業委員会会長、事務局長会議が岩見沢市にて開催され、田村会長が出席しております。10日、栗山町米麦改良協会定期総会が開催されましたが、所用の為欠席しております。21日、現地調査を、淵野委員、木内委員、川合委員で実施しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第86号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第86号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れについて農地法第18条第6項の規定により通知があったので報告する。1件の通知でございます。

番号1 所在 字〇〇264番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積5,491㎡の1筆でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成23年11月30日 契約期間 平成23年11月30日から平成28年11月30日 解約通知日 平成26年4月18日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇28番地69〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇168番地 〇〇〇〇 この通知につきましては、後程審議いたします3条申請の為の通知でございます。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ報告でございますので次に進みます。

日程5 報告第87号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第87号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は2件の成立でございます。

番号1 申出者 小樽市〇〇〇丁目10番15号 〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇1番地20 〇〇〇 対象農地所在 字〇〇176番地1 地目につきましては、公簿地目畑 現況地目 田 面積4,244㎡外7筆 田2筆5,048㎡ 畑2筆4,350㎡ 雑種地2筆275㎡ 用悪水路2筆297㎡ 計8筆9,970㎡でございます。成立年月日 平成26年4月10日 売買価格 10aあたり田〇〇〇,〇〇〇円、畑〇〇〇,〇〇〇円、雑種地〇〇,〇〇〇円、用悪水路〇〇,〇〇〇円 それぞれ面積乗じまして対価〇,〇〇〇,〇〇〇円でございます。あっせん委員につきましては、小川委員、日置委員でございます。

番号2 申出者 栗山町字〇〇28番地79 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇〇109番地1 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇〇108番地8 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積1,916㎡の1筆でございます。成立年月日 平成26年4月14日 売買価格 10aあたり畑〇〇〇,〇〇〇円 面積乗じまして、対価〇〇〇,〇〇〇円でございます。あっせん委員につきましては、笹谷委員、藤柳委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 議案第127号「農地法第3条の規程による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第127号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとされております。

本案は所有権移転による許可申請4件でございます。

番号1 所在 字〇〇398番地 地目につきましては公簿・現況ともに畑 面積389㎡外3筆 計畑4筆2,618㎡でございます。譲渡人 長沼町〇〇〇北18番地 摘要といたしまして、譲受人に農地を譲り渡したいとなっております。譲受人 字〇〇4番地1 〇〇〇 摘要といたしまして、申請地と隣接した経営地があり、申請地を譲り受け規模拡

大を図りたいとなっております。

番号2 所在 字〇〇14番地2 地目につきましては公簿地目ため池 現況地目 畑 面積1,408㎡外8筆 計畑9筆15,208㎡でございます。譲渡人 字〇〇83番地3 摘要といたしまして、農業後継者である譲受人に農地を贈与したいとなっております。譲受人 字〇〇83番地3 〇〇〇〇 摘要といたしまして、譲渡人からの申し出により、申請地の贈与を受けるとなっております。

番号3 所在 字〇〇168番地12 地目につきましては公簿・現況ともに畑 面積3,283㎡外7筆。田6筆40,617㎡ 畑2筆13,555㎡ 計8筆54,172㎡でございます。譲渡人 字〇〇168番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、譲受人に農地を譲り渡したいとなっております。譲受人 字〇〇168番地63 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 摘要といたしまして、申請地を譲り受け規模拡大を図りたいとなっております。

番号4 所在 字〇〇264番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積5,491㎡の1筆でございます。譲渡人 字〇〇28番地69 〇〇〇〇 摘要といたしまして、譲受人に農地を譲り渡したいとなっております。譲受人 字〇〇168番地63 〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 摘要といたしまして、申請地を譲り受け、規模拡大を図りたいとなっております。

なお、本申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(議長)

はい。事務局から提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、担当地区の委員から現地調査を行っておりますので捕捉説明をお願いします。

番号1について、11番蔵田委員をお願いします。

(11番 蔵田)

番号1の〇〇さんにつきましては、申請地と隣接した農地を耕作しており、譲渡人の〇〇さんも高齢で管理も出来なくなったことからお互いで話をし、今回の申請に至っております。規模拡大の為であり、何ら問題ないと考えます。

(議長)

次に、番号2について、2番笹谷委員をお願いします。

(2番 笹谷)

番号2について報告いたします。3年ほど前に譲渡人の〇〇さんが父親から相続により取得しましたが、近いうちに後継者に経営移譲することから、この農地についても名

義を後継者にしたく今回の申請となっております。後継者も農業経営は事実上中心的に行っており、何ら問題ないと考えます。

(議 長)

次に、番号3、4について、12番篠田委員お願いします。

(12番 篠田)

番号3、4について報告いたします。譲受人につきましては、昨年、農業生産法人を設立し本年より本町で営農を開始しており、規模拡大の為であり何ら問題はないと考えます。

(議 長)

はい。只今、担当地区の委員より捕捉説明が終わりました。

整理番号順に質疑を行います。

番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に番号3について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に番号4について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に番号順に採決いたします。

番号1について、原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって番号1は原案どおり決定いたします。

番号2について、原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって番号2は原案どおり決定いたします。

番号3について、原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって番号3は原案どおり決定いたします。

番号4について、原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって番号4は原案どおり決定いたします。

日程7 議案第128号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第128号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は3件の願い

出でございます。

番号1 所在 字〇〇130番地6 公簿地目 畑 現況地目 農地外 面積 1,358 m²
利用状況 山林として利用 所有者、願出人は栗山町字〇〇261番地 〇〇〇〇 摘要
といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号2 所在 字〇〇〇321番地1 公簿地目 畑 現況地目 農地外 面積 8,048
m²外9筆合計 62,438 m² 利用状況 山林として利用 所有者 栗山町字〇〇8番地7 1
〇〇〇 願出人 札幌市白石区〇〇〇〇丁目〇17番17号 摘要といたしまして地目変
更登記用となっております。また、平成3、5、8、12、14、15年に農地法第4条
許可を取っております。

番号3 中央〇丁目367番地3 公簿地目 田 現況地目 農地外 面積 365 m² 利
用状況 宅地として利用 所有者 徳島県〇〇市〇〇町48番9 〇〇〇〇〇 願出人
栗山町字〇〇8番地7 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっておりま
す。昭和45年に農地法第5条の許可を取っております。以上です。

(議 長)

はい。この件につきましては、現地調査を行っておりますので班長より報告をお願いします。
ます。

(14番 川合)

平成26年3月28日 第33回農業委員会後に申請書の提出のあった土地の現況証明
願いに基づき、4月21日に淵野委員、木内委員、松本局長、上野参与、西村主査同行の
もと現地調査を行い、申請書どおりの地目であることを確認してきております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

(議 長)

はい。只今、事務局、現地調査班より報告がありましたが、何か質問、意見ございませ
んか。ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第128号 土地の現況証明願いについて原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—よって議案第128号は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第129号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めま
す。

(事務局)

議案第128号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。

整理番号26賃1-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇83番地3 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇31番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成26年4月8日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇23番地5 現況地目 田 面積 1,858㎡外3筆 計田4筆 8,200㎡ 設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間平成26年4月30日から平成26年11月30日の7カ月 借賃につきましては10aあたり394番地1、395番地1については〇〇〇〇〇円 それ以外の田については〇〇〇〇〇円、それぞれ面積乗じまして年間〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、11月30日までに〇〇名義〇〇口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、家族構成は男3人女4人で、後継者もあり、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26所2-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇1番地20 〇〇〇〇 所有権を移転する者 小樽市〇〇〇丁目10番15号 〇〇〇〇 申出年月日 平成26年4月10日 所有権を移転する土地 所在 〇〇176番地1 現況地目 田 面積 4,244㎡外7筆 田2筆 5,048㎡、畑2筆 4,350㎡、雑種地2筆 275㎡、用悪水路2筆 297㎡ 計8筆 9,970㎡でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 水田、普通畑として利用 所有権移転、土地の引渡時期につきまして平成26年4月30日から平成26年4月30日 対価につきましては、10aあたり田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇〇円 雑種地〇〇〇〇〇〇円 用悪水路〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇名義〇〇〇〇〇〇〇円に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、家族構成は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、従事日数も250日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号26所3-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇〇109番地1 〇〇〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇28番地79 〇〇〇〇〇〇 申出年月日 平成26年4月14日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇〇108番地8 現況地目 畑 面積 1,916㎡の1筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的 普通畑として利用 所有権移転、土地の引渡時期につきましては、平成26年4月30日 対価 10aあたり畑〇〇〇〇〇〇〇円 面積乗じまして〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇名義〇〇〇〇〇〇〇円に振り込むものとなっております。対価の支払期限につきましては平成26年7月31日 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲 家族構成は男2人、女3人で地域活動も積極的に参加

し、年間従事日数も260日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議長)

はい。貸借の新規1件、所有権移転2件の説明がありましたが、整理番号順に質疑を行います。

整理番号26貸1-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26所2-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号26所3-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に整理番号順に採決します。

整理番号26貸1-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26貸1-1は原案どおり決定いたします。

整理番号26所2-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26所2-1は原案どおり決定いたします。

整理番号26所3-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号26所3-1は原案どおり決定いたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございますけれども続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は5月29日の木曜日 午前9時30分から、現地調査につきましては1週間前の5月22日の木曜日 午前9時30分から 第1班 吉田委員、藤柳委員、正井委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前11時00分終了)